

平成30年度第1回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成30年11月19日(月)

午後1時28分～午後2時40分

場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

・検討会委員

横野 昭(座長)、松尾 茂(副座長)、泉 英之、舎川智也、江西照康、島 隆之、
金井毅俊、小西直樹、大島 満、成田光雄、橋本雅雄、村石 篤、高田重信、有澤 守

・事務局

議会事務局長、議会事務局 次長、参事(庶務課長)、庶務課副主幹、主査、主任

・傍聴人(一般)

一般1人

・報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野座長： 開会の時間より、若干早いのですが、委員の皆さん全員が揃われましたので、ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。なお、本日は、東議員に代わり、村石議員、木下委員に代わり、金井委員が出席されております。

まず、本検討会の傍聴について、お諮りいたします。本日、〇〇君から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長： それでは、〇〇君の傍聴を許可することに決定いたしました。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので許可します。

また、本日の議事録の署名委員に、舎川委員、島委員を指名いたします。

これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおりです。

最初に、今回の開催経緯について、申し上げます。先般、議長から、新指針による運用初年度となる29年度の執行状況の中から、確認・検討が必要と判断した事例について、この検討会での検討指示があり、皆様にお集まりいただいたものであります。

具体の審議事項については、お配りした資料に記載のとおりであります。当時、新たな運用指針の策定に携わった者としても、議長の検討指示内容には同感するところが多々あり、今日の検討会では、広報誌の取扱いについて、運用の再確認と統一を図ってまいりたいと考えておりますので、皆さんのご協力をお願いします。

それでは、議長からこの検討会での検討指示のあった事項について、お手元に配布した資料に基づき、事務局から説明させます。

庶務課長： それでは、私のほうから検討指示事項の概要について、説明いたします。

まず、1項目めでございます。「議員の個人名が記載されたタイトルについて」ということですが、資料の1と2、資料1は広報誌、資料2は封筒でございます。どちらにおいても、構成面として、まず頭のほうに議員個人名が記載されているということと、文字がその中で大きく取り扱われているというような状況から、これは議員の個人的な宣伝活動ではないかという疑問があるということでございます。

2項目めにつきましては、「議員個人の似顔絵の掲載について」でございま

す。タイトルと同様に資料1・2を見ていただければわかるのですが、このようなかたちで掲載されておりまして、宣伝活動に当たるような類のものではないかという疑義があるということでございます。

3項目めでございますが、「議員個人の写真の掲載について」でございます。資料1の表面・裏面に掲載されているのですが、構成として、資料1の表面ですが、頭に大きく掲載されているということと、問い合わせ欄の横に掲載されているというような状況がございます。裏面につきましても、2か所掲載のところがございます。これは、写真の大きさとしては小さいものでございますが、個人名とともに掲載されているということで、この必要性のことも疑義があるということでございます。

4項目めでございます。「議員個人の写真の紙面に占める割合について」ということですが、資料1の表面にもございますように、かなり議員個人をクローズアップしたようなかたちで掲載しております。

これらのことから、この1から4(項目)につきましては、議員の個人的な宣伝活動のようなかたちで、疑義が生じているということでございます。

5項目めについてですが、「自宅の連絡先等の掲載について」でございます。資料1の表面ですが、左下のほうに自宅の住所、電話番号、FAX 番号、ならびに個人のホームページのアドレスが載っております。資料2のほうにつきましては、これらのものに加えて、個人のメールアドレスが記載されております。これらのことから、議員個人の活動に加え、後援会の活動に係わるものではないかという疑義を、議長が持つておられるということで、今回、検討項目にあがっております。

6項目めにつきましては、「議員個人の顔写真とともに、メッセージ等を記載することについて」ということですが、資料3をご覧ください。議員個人の顔写真とともに「がんばります！！」「ぜひ！傍聴においでください！」という記載が

ございます。特定議員の宣伝、又は後援会活動に当たるのではないかと
ような疑義を持っておられます。

資料につきましては、今回新しい指針の運用として29年度から政務活動
行われたのですが、この29年度の広報誌について、発行している全会派の
ものを抜粋してお出ししております。資料の4の1、2については、枚数が多か
ったため、最初と最後(のページ)しか載せておりません。これらは抜粋になり
ますが、ご覧のとおり、1から6(の項目)に該当する記載がありません。このよ
うに、各会派で指針に対する認識に大きな相違があると思われることから、今
後の活動に向けて再確認し、統一を図れるものは図っていただきたいとの議
長の思いであります。説明は以上であります。

横野座長： それでは、協議に入りたいと思いますが、私の意見を少し述べさせてい
た
きます。広報誌の作成において、個人の顔写真や氏名、住所などを盛り込む
ことは、政党活動や選挙の事前運動、後援会活動という側面も否定できない
場合が多々あるので、厳に慎みましょうという大前提があったと、私は思っ
て
います。今まであり方検討会や事前の作業部会の座長をさせていただいた手
前、私自身はそういう理解をしておりまして、議長が疑義を持たれたのも当然
だと思っておりますが、皆さんの意見はどうですか。伺いたいと思います。

泉委員： はい。この委員のメンバーの中で、1年生議員は私だけです。7名の(1
年生議員の)内の6名が自民会派、残り1名は社民党ですけれども。私として
は、こういう政務活動の運用指針というものが、議員になった時点で、もう既に
作成されていた段階なものですから、私たち1年生議員にとっては、これがバ
イブルと一緒に。ちょっと長くなるかもしれませんが、私なりに今回の広報誌
に対して疑義があるところを申し上げたいのですが、よろしいですか。ちょっと

ページ数とか言いますが。

皆さん(運用指針を)お持ちだと思うのですが、まずは3ページの第1章の2の原則のところになりますが、(2)の政務活動費の会計上の原則として、「会派において実施する政務活動を具体的に決定し、必要な経費に支出する」と、これが大原則であります。

次に2番目として9ページの頭の6になりますが、会派内の意思決定手続きとして、「政務活動費が会派に交付される理由は、単に議員個人がばらばらな基準で個別の活動を行うよりも、市政に関する様々な問題を集団により多角的に討議」という文があります。

次のページ、今度は16ページになります。第2章の3になりますが、支出できない経費として、政党活動に関する経費、あるいは選挙活動、及び後援会活動に関する経費として、(1)(2)(3)とございますが、その中に広報誌と発送用封筒も含まれているということが、ここで確認できると思います。

次に18ページになりますが、第2章の4になりますが、政務活動費の充当に係る基本的な考え方として、イの部分の2行目、「政務活動費の充当の趣旨の逸脱が認められる場合には、一切支出を認めないこととする」ということで、下には按分のことが書いてありますが、そう認められる場合は、一切支出は駄目だということ。

それと26ページの一番下段になりますが、「また」から始まりますが、「広聴活動の内容も」ちよつととばしますが、「その範囲は選挙活動と誤解されないように留意する必要がある」、それと次ページの27ページの(4)になりますが、「その他、留意すべき事項は次のとおりとする」として、「市民に広く周知するものでなければならず、特定の団体又はその構成員のみに対する広報・広聴については対象外である。」、つまり、全世帯に配れという話だと思えます。

それと、ウの部分、「送付用の封筒は会派名議のものを使用し、政党、後援

会等、政務活動以外の用途で作成した封筒を使うことは出来ない」と明記してあります。以上のように、要は広報誌に関して、この6ページ分の基準を抵触しています。

今、問題にしなければならないと思ったのは、私としては、社民党議員さんの広報誌を見させていただきましたが、村石議員の場合は22号発刊、それで掲載責任者が個人名、東議員の場合は第3号とありまして、やはり掲載責任者が個人名、新人の岡部議員は創刊号とあります。つまり、会派で統一した冊子ではないと。つまり、後援会活動として考えられることが非常に大きいというところで、先の按分の話もありましたが、こういうのは、私たち1年生議員にとったら、こういうバイブルで6ページにわたって抵触するというのは、完全に逸脱していると考えざるを得ないので。個人的な、1年生議員として。個人ではありません、我が会派でも議論して来ました。ですから、こういったものは個人的には全額返済するべきものだろうと考えます。以上です。

横野座長： 他に。

小西委員： まず、議事の進め方ですけども、これ第1回目の検討会になるわけですよ。本来ならば、私は、今まで昨年度で残している課題もあったと思うのです。それを本来であれば、先にやるべきではないかと、最初思っていたのです。例えば、第三者による事前審査をやめるべきではないかとか、県議会議員や国会議員が市町村議員と同席する場合の議会報告会や研修会や請願活動についてなど、今期になってからまた協議しましょうということになっていたと思うのですけれども、それをさておいて、新しい課題として、これが出てきたというところについて、あり方検討会の進め方について、私は疑問を感じますということが、まず1つあります。

それと、本来なら委員だとか会派から出た課題について、この検討会で検討されるべきではないかなというふうに思っていたのですが、議長からの指示ということが一番前提にきたということについてですね、あり方検討会の第1回目として、非常に違和感があるというのが、私の今の思いです。

高田委員： 今日これだけをやるということは、それだけ大きな課題だと、そういう認識を持ってもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

横野座長： 他にご意見はありませんか。

村石委員： 先ほど、泉委員のほうから、運用指針に抵触しているとか、あるいは運用指針を逸脱しているというようなお話がありましたけど、私たちの会派としては、運用指針に則って制作をしているということがありえると思います。他の大津市議会の広報も見せてもらいましたけど。

横野座長： すみません。大津市議会は今、関係ありませんので。

村石委員： 例として、そういうものも見せてもらいましたが、問題がないと、比較してもそれで。

横野座長： 村石委員。ちょっとすみません。今まであり方検討会でずっと検討してきて、いろんな過去の経過があって、その上で、こういうものは出さないということが一つの指針というふうに、私もずっと、そういうふうに思ってきたので。あなたがこれを正当だということ自体が私は。あなたは、疑義があるものは出してはならない、支出してはならないということを主張してきた人ですよ。あなたは。

村石委員： はい、そうです。

横野座長： あなた方の出されたものがそういう疑義があるということで、ちょっと支出してはならないのではないかという思いもあるんですね。そのあたり、ちょっと考え方が違うのではないですか。

松尾副座長： 村石さん、言いたいことをね。この場合は、何でも言いたいことを言っていいたい場だと思うので。言いたいことは、先に言ってもらって。

村石委員： まず、要するに、個人名で市議会レポートとか活動報告は発行してもよいという具合に私たちは理解してまして、その内容については、泉さんも言われたように、26ページの2の内容基準の(1)「政務活動費を充当できる会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費とは」、ここに書いてある記事ならば掲載してもいいですよということが書いてあります。この内容のものを掲載していますし、顔写真とか住所、氏名については、27ページの(2)の「選挙活動及び選挙の事前運動とみなされる事項としては、次のものが考えられる」と記載されています。「選挙の候補者及び立候補予定者の顔写真、氏名、住所等に関する事項及び当該者の政治スローガン、公約等に関する事項」については、記載してはいけないということが書いてあるので、このところで、顔写真とか氏名とか住所が出てきます。そして、最終的なところは、3の手続的基準を見てください。「実施計画書による事前承認及び実績報告書による会派及び第三者機関の事後審査で、前記1、2の基準により審査承認を、支出の条件とする」とあります。すなわち、この運用指針に基づいて、第三者機関は審査をし、了承をしているということや、事務局からの指摘事項もなかったということから、これは逸脱していないという具合に考えます。

泉委員 : これは、討論していいですか。

横野座長: はい。

泉委員 : 私、今までの経緯というのは、皆さんで揉んでこられて、私たちが立候補する前の段階からいろんなことをやってこられたと思うのですが、私的には、いち新人議員としての代表として、ものを申しているわけであって、基本的に、今言う私の、それだったら、この6項目に関して、すべて、今すぐにお答えをというわけじゃないですが、きちっと回答をいただきたいと。でないと、一番、多分、市民目線に近いと思います、私のほうが。ですから、そういったことを踏まえて、今までいろんな討論があったと思いますが、それはこれからお話いただければよいので。そういう過去の事情はわかりません。ただし、1年生議員として、この6項目に対して、きちんとした回答をいただきたいと思います。

村石委員: 泉委員のほうで、ちゃんと文書で回答を下さいということ自体は、そこはやぶさかではないのですが、内容としては、今と同じようなことが言われていると、言わざるを得ないということになると思っています。

泉委員 : いや、だから、今のおっしゃったことは1項目だけじゃないですか。1項目だけの反論はいただきました。今、私が述べた6項目に対して、検討会を通じて。私個人が質問状を出すとかいうことじゃなくて。これはこういう会ですから、この会でどうされるかは、今後の議論の中の進め方だと思いますが、私個人としては、6項目に関して、きちんとした答弁をなされるべきだと思いますが。座長に預けます。

横野座長： 今の意見は、意見として。ほかにご意見はないですか。

橋本委員： 今、村石さんが言われました、例えば26ページの内容基準、これは会派が行う活動じゃないかなと、会派が行う報告じゃないかなと。そういった中では、今日の資料についています公明党さんのものが正しくなってくるのじゃないかなというような思いがあります。この議会の質問に関しても、例えば東さんの市議会レポートで、村石さんの議会質問はでているのですか。

村石委員： いえ。

橋本委員： ですよ。ということは、東さんなら東さんの分、村石さんなら村石さんの分。そういった自分の後援会活動になっているんじゃないかなという思いがあります。

それと、最後に言われました第三者機関を通っている、事務局を通っている、これはさすがに駄目じゃないかなと、この言い方は。3ページの2の(1)のウ、「政務活動費は、会派及び議員が、自らの責任において使用しなければならない。」、その原則をずいぶんお忘れかなと思っております。

村石委員： 橋本委員のお話に答えますと、私たちの会派は、どの議員がどういう質問をするかというのは、事前に会派で議論して、会派としてどういう質問をしていこうかということ話し合います。そして、こういう、会派でこれだけの質問をするには、誰がどの質問をするかというようなことを割り振るわけです。ですから、割り振った上で、会派として本会議で質問すると。たまたま、それは私であったり、他の議員であったりするというので、会派で質問をしているということは、なんら問題がないことだと考えています。

橋本委員： それならば、このタイトルは、社会民主党議員団レポートになるはずである
と思います。

村石委員： そういうことにすることも、もちろんできますけど。ただ、議員として、市民の
代表として選ばれて議会で質問するわけですから、そういう意味では会派とし
ての質問ということもありますけど、議員の質問というか、住民の意見を尊重
して質問したという意味では個人名をあげても問題がないと考えています。

橋本委員： そもそも、私たち、あり方検討会を続けてきました。私も以前からおりました
し、座長のもと、やってきました。そのなかに、やっぱりこういう個人的なもの
はなくそうというのが、皆さんの考えだったんじゃないかなと。先ほど、ちょっと
漏れ聞こえてきた話では、新指針には示されていない、新指針では OK になっ
たんだという村石さんの見解、これには大変驚いたんですけれども、以前から
こういうものは駄目だという考えじゃなかったかなと思っておりますが。

村石委員： 私も運用指針を作成するときに委員だったのですが、議論の中では、個人
名を掲げた広報誌も認めていこうと。ただし、記事の内容については、厳格に
守ってやっていこうということが取り決められたと解釈しておりますし、そういう
解釈が成り立たないと、これが政務活動費として使われるはずがないというよ
うに考えます。

橋本委員： 新しい指針に示されたということですか。以前からも、それは OK だったとお
考えですか。

村石委員： 以前の旧の運用指針では、2分の1でした。それは間違いありません。

橋本委員： 村石さん、先ほど言いました、22号になっている、以前は、顔写真は出されていなかったということですか。22号となっているということは、この1年間で22回出したというわけではないでしょう。

村石委員： 言っている意味は、広報誌の政務活動費の使える割合について、旧の運用指針では、2分の1しか認められなかったと。新運用指針の中では、あくまで個人名のタイトルで出しても、あくまでここに決められている内容のものがすべてである場合は、全額充当する事が出来ると。ただし、政務活動と違うものが出ていた場合は、2分の1ということで按分が決められていると理解しています。

橋本委員： ということは、以前は2分の1にしておられたということですか。この新指針になると、全額支出するようになったということですね。

村石委員： はい。

横野座長： ほかに。(当時の)あり方検討会に出ておられた人、おられますよね。皆さん、ご意見をどうぞ。

舎川委員： 村石さんの話を聞かせていただいて。当然、政務活動費のあり方検討会で、補欠選挙以降ですね、いろんな部会等も通して、本当に長く、いろんなところで話もして、打ち合わせしながら調整して、ここで言うのは何ですが、前の先輩たちがいろいろ失敗したことで、新しいことに取り組んで、もう間違いのないような政務活動費の使い方を決めていこうと。これ、市民の税金ですよ。これを決めていこうということで、ここまで、この長いこと話をしてきたと思うんで

すよ。それで、指針も、村石さんも当然入って決めてきたし、会派でもいろいろ話を揉んでやってきたと思うんですけれども。そもそも、あいまいじゃないですかね。全部、あいまいじゃないですか。明確では決していないと思いますよ。あいまいなことをなくそうということで、話をしてきたじゃないですか。あいまいなことをなくそうと。そこが、かなりずれていると思いますけども。今も、橋本さんと村石さんの話を聞いていて、これは、あまりにもちょっと、ずれているというふうに思いますけれども。ちょっともう1回、写真の掲載とかもそうですけれども、これは完全に広報といいますか、完全に個人の説明じゃないですかね。個人の宣伝というか。そういった形に、確実になっていると思うんですけれども、もう1回明確に説明してもらえませんか。これは、市民の税金を使って大丈夫なんだよということで、1回お話ししていただきたいと思います。

村石委員： 2点お答えします。1点目は、ある意味で解釈が違うようなおっしゃり方だったけれども、旧の運用指針は、明確に、個人名で出す市議会活動報告なり、議会レポートは、2分の1ですと、その行があるんですよ。旧の運用指針の中では。新の運用指針の中には、あくまで記事が満たされていれば、それは、ここ(運用指針)に書いてあるとおり、書いてはいけないこと・やってはいけないことがないこと、記事の内容もここ(運用指針)に書いてある内容のものが満たされていれば、それは100%充当できると、そう解釈を会派はしてきたということで、その点については、文章上、明確に旧の運用指針と新の運用指針が違う、一部一緒のところもあるんですが、それが一つ。

写真の大きい小さいというのは、あくまで、一方で主観が混じるというか、どこまでが小さいかという基準がなかなか不明確な部分があるので、こちらとしても、全体の文章の流れとか、全体の誌面の中で総合的に判断するものと考えています。

松尾副座長： すみません。副座長としてといいますか、私どもの広報誌もついているのであれなんですけれども。そもそもといいますか、自分も副座長という大任を拝して、もう2度と過去にあったようなことは絶対に起こしてはならないと、皆さんとともに進めていかせていただいたわけなんですけれども。その結果としての、広報誌に関しては、うちはこういうふうに見てもらえれば良いのですけれども。要は、先ほど舎川委員も言ったように、あいまいなものをとにかく排除していこう、厳しくしていこう、やりすぎじゃないかというぐらいに厳しくしてきたつもりですし、とにかく、これはどうなのだろうということは、一切排除してきたという流れがあって、これ以上絶対に市民の皆さんに迷惑をかけちゃいけない、市民目線で見ると、これはどうなのだろうと思うようなことは、すべて出来る限り排除してきたということであって。そもそも、旧も新も、指針に、議員個人又は後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等は作っちゃいけないんです。広報誌の議論をしているときに、うちの会派としては、すべて2分の1にしようということを、確か言ってきたんですね。それは何故かといったら、絶対に個人のこと、PR もはいるし、あいまいなことが起きてくるからということで。そういった流れの中で、実はやってきて。それでも一応100%というものも残したという現実はあるんですけれども。とにかくですね、そんなあいまいな、100%を目指して、うちはそんな無理だという主張はしてきたんですけれども、100%を目指していこうという中で、どこが100%なのかなっていう。目指した思いがあまり伝わってこないという部分で、非常にちょっと、愕然としたといいますか。今、村石さんが、いろいろと質問に答えておられる姿を見ていることに関しても、正直に言って、すごくがっかりというか、残念で残念で、どういう思いでいらっしまったのか、どういう思いでこれまでの経緯を。いろいろと議論をしてきて。思いというか、判例がどうかということはどうでも良いので、指針に駄目だと書かれていることを、どうしてこういうことをやられたのかなという。不思議でしょ

うがないというのが正直なところですよ。

横野座長： もう1点付け加えるなら、村石委員は、あの当時、あいまいなことはやめましょ、それで税金を使うのはおかしいと言われた、あなたがですよ。実際、写真の大きさがどうかこうとか、これが100%だということ自体も何ともわかりませんと言われること自体が。あなた、自信を持っているのなら、これで絶対大丈夫ですよというぐらいのことであって。そんなあいまいな答えを求めたわけじゃないんですよ。そのあたり、あなた自身の答えが、非常にあいまいなことを言われるから。逆に言えば、私たちはこういうものはやめていく方向でどうだろうかというのが、あの当時の思いだったと思うんですね。だから、こういった会派としての広報誌には使いましょうというのが、広報誌の絶対的な原則だと思っていたので。こういう形で個人個人の広報誌が出てきたということについては、ちょっと私も疑問に思っているのです。そのあたりが、今まで話し合いをした中でどうだったんだろうというのが、ちょっと違和感で。金井さんとか大島さんとか一緒にあり方検討会に出ておられましたけど、そのあたりの見解はどうですか。

大島委員： では、私から。まず、その当時の討論等を考えると、やはり個人的な形になるこういう広報誌というのは、全額自己負担というのが当然だったんじゃないかなと思いますし、もし、やるとすれば、2分の1ではなくて、すべての社民党さんのものを出して100%を貰うという、どちらかだったのではないかなというふうには思っているのですが。

あと、他の会派のものが出ていないのでわかりませんが、自民党の会派とすれば自民党の会派で出して100%貰うか、個人的なもので各人が作られるのだったら、ゼロなのかという、そういうことが守られているのかどうかという

ことを教えていただきたいのと、あと、第三者機関の役割というのをもう一度皆さんで話をさせていただきたいと思うのですが。第三者機関がこれに対して、何の疑問もなく事前審査と事後審査を通したということであれば、それもまた、東さんなり社民党さんの言い分もわからなくもないと。もう少し、第三者機関の役割というのを、これは駄目ですよというふうにおっしゃっていただくという力があるのかどうか。それと6人の合議でやられるのかどうかも、これから、この後ですがご検討をいただきたいと思います。以上でございます。

金井委員： はい。今、松尾副座長に言われて、2分の1というところでは、大きく、駄目だということを鮮明に覚えております。とにかく、あいまいであるということは、市民にとって絶対に受け入れられないからやめましょうというようなことを、鮮明に、私は真っ先に言った記憶もあります。したがって、あのときに発言したのは、とにかく、私の市政報告会には必ず国会議員なり、県議会議員なりがついてくると。まあ、県議会議員はいませんけれども。必ず、そういうものは備わるので、まったくないものを発行しようというのは、今でも無理なことであって。市政報告という限定のものであれば、やっぱり3人の意見、あるいは代表の意見という、そういうものに限られるのではないかなというのが、率直な意見です。以上です。

島委員： はい。私は、やはり、こういう会を持つという経緯からして、きちっと、はっきり、これは良い、これは駄目という線引きを引いた上でやるべきことで、今、話し合いを聞く以前から、この社民党さんの資料を見せていただいたときに、これは疑いを持たれても仕方がないなと、そういう思いがありましたので。皆さん、一生懸命、多分根っこは同じことを言っておられるので、市民に理解されるような使い方をせねばならんというときに、一部のものでも、ちょっと疑いが

生じる、疑義が生じるようなことはなくしていこうということを、どんどん詰めていかなければならないのかなと。今回、広報誌について大きくクローズアップされて出てきましたが、そもそも指針の中では、他にもまだ、ひよっとしたらあいまいなどころがあつて、それを使ってよいのかというようなところもあるというふうにも思うのですが、今回のこれについて言えば、やっぱり、議長がおっしゃったことが正しい方向なのかなと、そういうふうに思っております。

小西委員： 私どもの会派から出しているものが参考資料の3として出ているのですが、この内容で言いますと、指針の26ページの2の(1)の2番目ですか、「定例会等における会派議員の質疑・応答内容」、これがこの中には書いてあるわけですね。それと、写真だとかについては、これも議会に対する議員の写真ですから、選挙だとか後援会活動に抵触するものではないというふうに、私は思います。それと、あと、コメントですけれども、「ぜひ！傍聴においでください！」「頑張ります！！」というのは、質問を頑張りますということを書いておりますので、これについても、今の指針に抵触するものではないのではないというふうに、私は思って、これを見て感じております。

社民党の東さんの誌面を見まして、この場で初めて見るものですから、あれなんですけれども、確かに最初のほうではですね、「当選させていただきました」とかという面では、選挙のお礼的な内容になっているものですから、部分的には、やっぱりまずい面もあるんじゃないかなというふうには、今これを見て思いました。

江西委員： 私もあり方検討会のメンバーで、私自身は、こういった様式が本来なら認められていくのが政治活動かなという思いもあったんですが、やはり確かに、運用指針上、これは認められていないというふうなこと、ルールを決めているの

で、私も自分で同様のものを作っておりますけれども、全部私費でやっております。どういう質問をするかというのも私費でやっております。ですので、これは本当大変ですけれども、ただ、ルールとしてそのように決めているものだから。私たちは、そのルールを見て、そういうものだと思って自分で活動しておりますので、このルールの解釈が違うというのは、やはり問題なのかなというふうには感じます。

高田委員： あ、先ほど旧指針で2分の1というところはあったのですが、それを踏まえた中で、我が会派にすれば、大きな、皆様方にご迷惑をかけながら、発行した広報がいろいろ指摘されながら、今も(市民)オンブズマンだとか、市民の考える会(市民が主人公の富山市政を作る会)から言われておりますが、それをしっかりと精査しながら、本当にちょっとしたことでも駄目なものはしっかり返しているというのが現実でありまして、まして、名前が載っている、写真が載っている、ちょっとした後援会活動ととられるものも全額返還してきました。そうした中で、新しい指針を考えたときは、広報というものは広く市民に、皆さん、多少前ときは、後援会の方々に送ったとか、発送したとかいう内容もあったわけなんです。この(新指針を)決めたときは、広く市民にと。広く市民に出すときに、名前を出したり、写真を出したりしたら、結局自分の宣伝、PRになってしまうわけですよ。そういった話は、あの時、したと思っているんですよ。だから、ゼロか100でないと駄目だと。それが、今、ここに出てくること自体が、私、本当ショックです。広報というものの考え方を、もう一度しっかり。だから、こう出しまして、第三者機関とかに認められました、でも、私は、第三者機関が責任を持つと言うのは、そこは、やっぱりちょっと情けないなと思ってしまう。

村石委員： 高田委員は、広報誌に名前と写真を載せたら駄目だと発言したというような

ことを言われているけど、私は、記憶的には、そのような。

高田委員： 駄目だと言う話し合いがあったのではなかったかということです。

村石委員： そういった発言はなかったと記憶しております。

横野座長： 今の高田委員の発言のことで、私自身も、あなたと、あのとき意見交換しているときに、完全に100%の市政報告とは何か、どんなものがありますかということ議論したと思うんですね。あなたは、私が、100%通るものを作りますか、その話をしましょうかと言ったときに、あなたは、それはそれぞれ個々で考えるべきことだというふうな発言があったんですね。私からすれば、あなたも、ゼロか100にしたときに、今、松尾さんがおっしゃったように、2分の1というのはおかしいと、ゼロか100だと。100というのは、結局会派が出すか、あるいは、会派以外、議員名で出すとするならば、どれが100だろうかと言う議論をしたはずです。なかなか出せないですねという結論が出たと、私はそう思っています。だから、この指針を作ったときも、そういったことが前提にあって、こういった広報誌が出るということについては、私も今、高田委員と一緒に、出たことについて、私は非常にショックを受けた。村石さんが、これは妥当だと言われることに、私はちょっと疑問を感じています。だから、今までの話し合いで、疑問に感じることはやめましょうと言ってきた。あなたも真っ先にそれを主張して。疑問なものに支出するのはおかしい、税金だからと主張されたのもあなただし。それを言われたあなたが、これを出されたということについて、私は非常に、非常に、今までの話し合いは何だったのかなと疑問に思っています。

今回は、先ほど小西委員がスタートしたときに、あり方検討会で検討すれば

いい項目がなかったかと言われましたけど、どの委員からも、これを検討してくれないかという要望は出てきておりませんので。申し訳ないけれど。だから、逆に言えば、今現在、議長から指摘を受けたので、このことについて1回話し合いをして、1回皆さんの意見を聞こうよと。それで、最終的に、過去に戻るのではなくて、29年度からこの指針に従ってきたのだから、逆に言えば、今日この話し合いをしたことによって、今日以降はこういったものを出さないようにしましょうかというのが、最後、私の提案なんです。だけど、それに対して、賛成、反対の意見もあれば、意見を聞こうかなと思っていたんです。これが、本当に市民の税金を使ってもよいことなのかどうなのかということ、やっぱり、考える。

それから、大島さんの質問にありました、自民党の会派は、会派として行う広聴会については、会長名で政務活動として配りました。ただし、議員個人個人の市政報告については、全部私費でやりますということで、自民党会派はそれで、例えば、いろんなことを書きながらも、公共機関、要するに新聞の折り込みに入れていただいたり、そういったこともしてきましたので。うちの会派としては、統一的にそういうふうにやっていますので、こういった個人的に出すことは、一切していません。ただ、会派として、何か作ろうかということで、一度原稿は作ったんだけど、これで税金を出して、例えば全市民に配ってどうだろうかと意見交換したときに、今回はやめようということで、作った文章を出さなかったんです、実をいうと。一応、会派としてどれがいいかということは、会派の中でいろいろ議論しているのです。そういった点においては、こういったものは取り扱わない。公明党さんのものも、公明党として、会派として議会質問の中身を配られたということについては、それはそれで、一つの会派としての考え方だから良しとするかなと。そういうふうに考えていたんですけど。そのあたり、やっぱり。

他の方、どうですか。

成田委員： 私も、ちょっとこれ見て、がっかりしているんですけども。外形的にも駄目だし、中身についても精査したものを出している、厳格にチェックしたものを出しているということを言われましたけれども、偶々、公職選挙法に抵触するような内容の言葉が書かれていて、東議員は半分返されたと、この間、報道されていましたが、こういった内容だとか。あと、ホームページのアドレスも、後援会の活動報告につながっているホームページにつながるアドレスが載っていたりだとか。ちょっと、先の説明と食い違うところが、内容に関してもありますし。外形的には、この封筒は、絶対アウトだと思いますけど。これは、会派から出ている封筒だとは思えません。これは誰が見てもそうだと思いますし、こういったことを未だにやっているということは、本当にショックで、残念に思います。

有澤委員： はい。初めて、この検討会に出席をさせていただきました。この件に関して、我が自民党でも議論を重ねてきたわけですが、古参の議員として、まず、このことを議論すること自体が、誠に情けないと、そういうふうに思っております。今まで、この検討会でもって議論されてきた話も伺いました。松尾副座長の話にもありましたが、紛らわしいこと、ややこしいことはやめようということで、これまで議論をされてきて、改選後、日本一厳しい運用指針が出来たというふうに思っております。東さんや村石さんのこの広報誌を見ておましてですね、運用指針にも書いてありますけれども、政党活動、あるいは、我々選挙で戦う人間とすれば、選挙活動にも使われるというふうに理解できるし、後援会活動にも、これは通じるものがあると。もう1つは、議員個人の活動としても、この広報誌が当てはまるんじゃないかなと。こういうことを思いますと、全くこ

これは論外だというふうに思っています。今まで村石さんの話をずっと聞いてきたんですが、運用指針の、この方針を、いのように自分たちで拡大解釈しているんじゃないかなというふうにとれます。ですから、先ほど言われましたけれども、今後のことについては、やっぱりゼロか100ということをしかりと、これから謳って、この広報誌作成・発行に、やっぱりここで決めていただきたいということをご提案申し上げたいと思います。ゼロか100ですよ。中途半端、紛らわしいものは駄目ということで、ぜひ、ご提案申し上げたいと思います。

横野座長： 他にご意見どうですか。

橋本委員： ちょっと外れていきますが、先の新聞報道によると、この東さんの分を半分返された。それは指針に基づいて返されたと言われた。そういった指針は、どこに示されているのかなということを聞いてもいいですか。

村石委員： それは、27ページを見てください。27ページの(2)の最後ですね、「選挙への出馬及び結果についてのあいさつ」に該当する疑いがあるということで、返しました。

橋本委員： そもそも、全額じゃないかな、それだと。そう、私は思います。そもそも、政務活動費から支出できない経費の中には、公職選挙法の法令の制限に抵触する経費には出せないと、そういった一文が入っている以上、全額返すべきであると、私は思います。

もう1点ですけど、私はあまり、よその会派のこういったものは見ません。ただ、今回、いろいろと社民党に関して出ました。皆さん、どうしておられるのかなということで、岡部さんのも見させていただきました。岡部さんの前文といい

ますか、このあたりも、ちょっと公職選挙法に抵触するんじゃないかなといった文がありますが、そのあたり、どのように考えておられるのかなと。

村石委員： 2点お答えします。1点目は、按分の仕方ですけど、それは18ページをご覧ください。18ページの4に、「政務活動費の充当に係る基本的な考え方(按分による支出)」ということで、充当できるのは、1、1/2、0だと。この3区分があるということで、私たちの会派としては、一部不適切な内容が入っていたので、2分の1だという具合に判断をしたということです。

それから、公職選挙法の関係ですけど、公職選挙法の要件がありまして、公職選挙法に違反していたから返したのではなくて、あくまで、運用指針の中に、そういう文言を入れてはいけないということが書いてあったので、返したということです。公職選挙法の場合は、あくまで厳密な該当要件があるので。私たちの会派としては、公職選挙法の違反ではなくて、運用指針のこの1行について該当しているので返したという経過です。

橋本委員： 岡部さんの分は。

村石委員： 岡部さんののも一緒です。

橋本委員： 返されるということ。

村石委員： 既に返している部分があります。

橋本委員： 岡部さんの分も。

村石委員： それはあくまで、収支活動とかの。

横野座長： 岡部さん、返しておられるの。岡部さんは公職選挙法に触れていませんか
ら返しませんと言われなかったですか。

村石委員： 収支報告書でマイナスのものを出したんですけど。事務局の方。

事務局： それは今年度のものではないかと。

村石委員： あ、平成29年の分ですね。あれは当たらないということで、返していません。
ん。

事務局： 30年度の収支報告書は、まだ提出していただいていない分になります。まだ、
年度途中で提出期限前なので。

村石委員： 今、橋本委員が指摘している内容の報告書については、返さなくてよいとい
う会派の判断です。

橋本委員： 皆さん、知っておられるのかどうかんですけど、こういった岡部さんのこの文
を、皆さん本当に1回見ていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。
ど。

横野座長： はい。うちの会派は、実を言うと、全部見えています。うちの会派は。それが公
職選挙法に違反する・しないというのは、また違う目で見なきゃならないので、
岡部さんのものが違反している・していないという判断は、私たちは出来ませ

ん。今の東さんの件についても、公職選挙法に触れるのではないかという話であって、違反という言葉は使っていません。うちの会派は、大体、こういったものを載せること自体が、この指針に反しているから駄目だということをやっただけなので。あまり公職選挙法のことをとやかく言うと、また違う分野になるので。そのことについては、今、あまり触れないということで。ただ、内容的に、そういう誤解を招く文章であるから、どちらかという、あいまいさがあるということであれば、そういったものは出さないということが原則でなかろうかと、私は思いますので。そういう理解をしていただきたいと思います。

それから、もう1点は、お金を返しなさいとか、返すという話は、これはちょっと、全くやめましょう。どういうことかという、この指針に基づいてどうしたかということで、今後これからどうしようかという方向を今日打ち出したいので。それからいくと、過去にやったものが良い悪いということは、全くもって、市民がこれはおかしいと言って、何か請求された場合は、それぞれの会派が対応すればよいということをやったので。必ずしも、ここで決めたから、これに違反しているから返しなさいとか、これに違反しているから、これに従っていないからというのは、私たち議員として、会派として責任を負えるかどうかという問題なんです。そのような理解をしていただきたい。

松尾副座長： 今、副座長として言うのもどうかと思うんですけど、そもそも、公職選挙法の疑いがある可能性があるものを、税金で半分払ったということですよ。それは事実ですよ。

村石議員： 疑いね。疑いのある。

松尾副座長： 疑いのある、抵触しそうなものを税金で半分。だから、半分しか返さなかつ

たということは、半分は税金で払ったということですよ。

高田委員： あとは、その、判断ですね。

松尾副座長： まあ、いいんです。

泉委員： 私の、最初に申し上げたことで、あいまいではあるものの、村石議員のほうからお答えいただきました。ただ、1点だけ皆さんで考えてほしいのが、27ページの(4)「その他、留意すべき事項は次のとおりとする」の2行目「特定の団体又はその構成員のみに対する広報・広聴については対象外である。」と書いてあります。この点について質問なのですが、社民党さんは、何部刷られて、どのような配布をされたというか、これをちょっと伺いたいのですが。

村石委員： 事後審査書を見ていただければ、わかると思います。地域とか、団体とか、あるいは有権者の人とかということで、それは書いてありますので、ぜひ見てください。

泉委員： 結局は質問なのですが、「市民に広く周知するものでなければならない」と書いてあります。ですから、発行部数に関しても、例えば、富山市の世帯数があれば世帯数分刷って配布というのが本来の筋だと思うんですよ。それが、1000部、2000部だけだと、基本的には全市民に至らないと。つまり、ここに書いてある広報については対象外であるということは、どう答弁されるおつもりですか。

村石委員： 泉委員がおっしゃっていることも、まったく妥当性が無いとは言えないと思

ます。ですから、ある程度の部数で、不特定多数というか、皆に渡るものを、それから、ある団体で渡るものを、あるいは有権者に渡るものをといった意味で、総合的に広く配っていると言えるかどうかという判断になると思います。

泉委員： 認識されておれば結構です。

村石委員： 認識しております。

松尾副座長： すみません。ある団体とは何ですか。

村石委員： 団体は、いろんな団体であります。そうですね、労働組合も一つの団体と考えています。

松尾副座長： 労働組合。

村石委員： はい。

松尾副座長： 配布先も、後援会とみなされるようなところというのは、政務活動費を使って配布するということは、しちやいけないという。これは今までのいろんな監査の中で、私たちもいろいろと言われてきたといいますが、聞かれてきたというか。真面目に、無作為に配っていくということで、実際にやっているわけですがけれども。団体、要は郵送するとき、要は組合の。郵送されているんですよね、この封筒で。そういうわけではない。

村石委員： 組合は、直接持っていっています。

松尾副座長： 直接持って行っておられる。郵送先はどのようなのですか。

村石委員： いや、有権者という。

松尾副座長： 有権者って、無作為ということですか。

村石委員： まあ、無作為です。いろんな、富山全域にまたがるという有権者に。

松尾副座長： どういうふうを選んでいらっしゃるんですか。

村石委員： 知った人というか。例えば、知った人ということで、知らない人には送れませ
るので。

松尾副座長： それは後援会でしょう。

村石委員： いや、後援会員ということは限定していません。それを言うのであれば、証
拠を出してください。後援会員であるという証拠を出してください。

松尾副座長： じゃあ、逆に名簿を出してください。

村石委員： それは、個人名なので出せません。

大島委員： 座長、少し論議が違うほうにいらっているようで。ちょっと整理をお願いいたし
ます。

横野座長： そうしたら、このことについて、広報について、今後出さないということの統一、できますか。皆さん方どうですか、よろしいですか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長： じゃあ、今日の会議で、広報は出さないということで、議長に。

村石委員： 何の広報を出さないということですか。

横野座長： 市政報告の広報を出さない。会派は出すと。

村石委員： 修飾語が足りないですよ。

横野座長： 個人名の広報は出さないということで。写真とかを含めて。

小西委員： 質問です。会派として出す広報になるのですが、その中に個人名を記載したら駄目だということですか。写真を含めてですけども。

横野座長： 会派構成員は、個人名が載るのは仕方がないでしょう。会派構成員の議員名を載せるのは、別に問題がないでしょう。

小西委員： 写真も含めてですね。

「写真は駄目。」と発言する者あり。

横野座長： 写真は、そのあたりは、やめていっていただきたいと思いますが。

村石委員： 議会だよりのほうの質問とか答弁、そのところに議員の写真が入るという程度のもは。もちろん、会派といえども、それは載せて差し支えないと、私たちは主張したいと思います。

横野座長： 私から言わせれば、議会だよりが非常に変わってきた。要するに、なるべく議会の報告を載せるように努力してきました。議会だよりを、もっと載せる数を増やしなが、議会だよりの編集について、もうちょっと検討してほしいと。逆に、そうすれば、議員個人が出す広報、要するに、年4回議会があつて、議会が終わるたびに議会だよりが出るわけですから、その中に自分たちの意見を出していくようなかたちの議会報に変えていくべきだと。それは、個人的にこういったものを出す必要性がなくなるんじゃないかと、例えば。そのあたりの言い方を考えると。今、議会だよりの何とかかんとかといわれたのは、議会だよりを充実すれば、もっとそういうふうにご利用が出来るんじゃないかと。要するに、税金で使うものは、しっかりと市民にわかるようにしていきましょうと。そういう意味からいえば、そういった、その、政務活動費でこれを充てることは極力やめましょう、全くやめましょうということをいっているのです。そのあたりの理解はどうなのでしょう。

村石委員： 写真を載せるのは、なんら問題がないと思うんですけど。どうして駄目なんですかね、写真。質問のときに、全部の質問に載せなくても、誰々議員がこういう関係の質問をしたということで写真を載せることが、どうして駄目なのかというところをちょっと説明してください。

松尾副座長： だから、個人で。このあいまいなものを税金で使っているということが問題なのであって。別に、個人で自分も作っていますし、皆さんも作っておられるんじゃないですかね。私費で作っているわけであって。自分で。別に、税金を使わなければいいだけのことですよ。ただ、それだけのことであって。

高田委員： 決を採ったほうが良いと思う。写真とか、出さないと。

成田委員： 座長、確認ですけど、この資料3もイコールですよ。

横野座長： はい。

成田委員： あいまいなものは。

横野座長： 私自身、座長の立場で、そのあたり、ちょっとまとめていかないとならないのですが。やっぱり、最終的にはいろんなご意見あると思いますが、この政務活動の指針を作ってきて協議してきた経緯から言いますと、私は、あいまいなものとはやめましょうということをずっと言ってきた、あるいは皆さん方が指摘されたことですから、逆に、そういったあいまいなことがある部分については、排除しましょうと。じゃあ、どれがベストであるかということを一回提案してください。それでまた議論すればいいので。ただし、ベストなもの、100%出せるものというのは本当にあるのかというのが、実を言うと、非常に難しいというふうに思っていますので。私は、会派で統一して出すものについては問題ないというふうに思っています。そういった点においては、逆に、もし、村石さんが主張されるのであれば、100%のものを見せてください。それで議員さん全員が納得するのであれば、それはそれで、また考えればいいでしょう。ある意味

では、そういったことも検討します。これは、今、もし今日、こういう形で、今後これを作らないという方針で、皆さんが合意していただければ。例えば、村石さんがそういったものを提案するのであれば、それはそれでまた協議の場に応じましょうということでしょうか。

村石委員： はい。

横野座長： よろしいですか。私は、そういったかたちで進めていきたいと思いますが、ただし、ここは決定機関ではありませんので。これをもって、結果的に議長に報告して、議長のほうから代表者会議にかけていただくとか、そういう方向にいくと思います。

村石委員： 座長。まとめかた、わかったんですけど、その、単刀直入に聞くと、今のような個人名の広報誌、会派であっても内容の問題のあるものについては見直す。具体的な見直し方、内容については、また、議論していこうということでしょうか。

横野座長： 議論していく前に、この方法なら良いという案を出してください。それが妥当かどうかということ。

舎川委員： 1回、村石さん、会派で提案というか、作っていただいて、みんなで話す場に出すとか。最終的に、こんなのでどうかということも。もし、そこまでおっしゃるのであれば、やったらどうかと。

横野座長： 公明党さんのいい見本があるので、そのあたり、ぜひ検討していただきたい

と思いますが。

会派でまとめて出すというかたちで、一つの素案としてまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。

「はい。」と呼ぶ者あり。

小西委員： ちょっと、今の。過去に私たちも議会ごとに出しているんですよね。このサンプル以外のものですけども。議会報告として。

横野座長： 政務活動費で、ですか。

小西委員： はい。それをサンプルとしてお出しすればいい。

横野座長： 会派として出しているものを見せてもらうことは可能です。ただ、それが政務活動に値するかどうかは。誰に配っているかということで。広く市民にということと言われましたけれども、広く市民にとはどういう捉え方をするかという。例えば、ある新聞に挟み込んでやっていますとかなるのは、本当にそれが政務活動に値するのかどうか。要するに、一般社会紙、例えば北日本新聞さんとか、富山新聞さんとか、そういう新聞に折り込めるような広報誌であるかないかということなので。それが、税金ではなくて個人的な支払いでというのは、受けてもらっている。ただし、政務活動費として、税金でやるものを、各新聞社はそれを受け取らないと思うんですね。

あと、もう1点。今、広報誌の中に新聞の記事を貼ってあったのは、これはやっぱりやめたほうがいい。だから、それから考えても、この広報誌はアウトですということも、本当は言いたかったのですが、それはそれで一つの指針

が議長名で出ましたので。それは皆さん見ておられると思いますから。新聞を貼り付けるというやり方はやめましょうということは、当然なことです。この辺は十分注意してください。それだけ申し添えておきます。

小西委員： はい。もうちょっと。先ほど泉委員が、全有権者は全世帯だとか、広く広報ということと言われたけど、それはちょっと極端じゃないかなと思って聞いていたんですけども。全世帯という。

泉委員： 私が言ったのではありません。指針に書いてあるんですよ。指針は、皆さん、僕らが議員になる前から見ておられたものでしょう。

小西委員： 全世帯ということは書いてない。

泉委員： あまりにも、先輩議員にしたら情けないです。そういうことを言われるのは。あくまで、指針ですよ。僕らの手引きは。

小西委員： 広くということは書いてありますけど。

泉委員： だから、どう解釈するかは、個人のほうで結構です。私が個人で言ったのではありませんので。それだけ、よく認識していただきたいと思います。後にも傍聴の議員いらっしゃるんですが、1年生議員としての立場で、ものを申していますので。個人攻撃で言っているわけではありません。それは誤解のないようにお願いします。

小西委員： 市民に広くという意味で。

泉委員： だから、それは個人で考えるべきでしょう。政治家なのだから。

松尾副座長： いいですか。すみません。100%とはどういうものか、私ども公明党として、今回、資料についていたので、一生懸命努力して、考えて、本当にあいまいなものは削除した結果が、この市政報告の広報誌になるので、参考にしてください。中身の中で何かあれば、また議論すればいいでしょうけど。それ以上の議論は、これ以上、する必要はないので、もう。そこら辺だけは、ちょっと、はっきりとさせてもらいたい。あいまいに終わりにたくないの。

横野座長： 会派として出すものについては、それは、会派で検討されて、会派が責任を負うのですから。当然それはそれなりに、100%で支出されても別に問題はないという解釈でよいと思いますけど。

江西委員： 運用指針を、村石さん、見直してという話と、会派が考えてと言われたのですが、一つ留意していただきたいのは、村石さん以外の全会派がおかしいということと言われたということを踏まえた上で、村石さんは信念をお持ちかもしれないですけど、そこをもう一度、ちゃんとしっかりと。今、全員に意見を聞いたわけですから。会派で考えるんじゃなくて、他の皆さんの意見をしっかりと正面から受け止めていただきたいなど。副座長が言われるように、こんなことを何度も何度もやっても仕方がないことなので、また戻って、ご自身の判断でということだと考えると、今、全員・全会派の意見を聞いたわけですので。その部分だけしっかりしていただきたいと思います。

横野座長： よろしいでしょうか。ほかにご意見何かありますか。

それでは、今日の会議で、一応、そういう形で、広報について、市政報告に

ついて、そういうふう到会派でやるということ、中心にやるということで、まとめることでよろしいですか。あと、村石さんから、検討するべきときがあれば、検討するものがあれば、出されたときに、また検討しようということ。ともあれ、この指針に基づいて、ものを考えていただくということを前提に、一つお願いいたします。

それから、もう一つ。今回は広報誌の取扱いについてのあり方検討会ですが、今後の方向として、どうしてもこのことは決めていただきたいという項目があるのであれば、事前に私か副座長のほうに申し出ていただいて、ちょっと事務局と協議した上で、また、あり方検討会を開きたいというふうに思います。これからのあり方検討会については、このあと、12月議会が終わって1月に入った段階で、改めて、また、現在、公認会計士さんに委託している審査業務などについての意見交換をしたいというふうに思っています。それは、また、1月に入ってからやりたいというふうに思っています。そのときには、また、皆様のご意見をいただきたいというふうに思っています。今後の方向性として、どうしてもこれだけは、もう1回議員同士で話し合いたいということがあるのであれば、また、それはまた申し出ていただいて、その上で検討するというような形で。この指針の中で、何かちょっとでも疑問のあるものは、なるべく、なくすようにしていきたいということでもありますから、その点重々理解していただいて、改めて、また、よろしく、こちらのほうに申し出ていただきたいとします。

本日の日程について、以上で終わりたいと思います。本日は、本当にご苦勞様でした。